

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年6月26日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人きものを着る習慣をつくる協議会

(2) 代表者名

中塚 一雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区室町通仏光寺上ル白楽天町514番地 パラータイ21塚本303

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々がもつときものに親しみ、日常生活の中できものを身につける習慣を作るため、きものを着る機会の創出を図る行事・活動を行い、又きもの文化を後世に正しく伝えるための講座を開催、運営し、更にきものに関する情報発信や啓発活動を行い、同時にきものにたずさわる人間の育成及び教育指導を行い、かつきものよさを国内のみならず世界にも発信し、諸外国との国際交流活動を通じ相互の文化的理解を深め、もってよりよい日本文化の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年6月10日

(文化市民局地域自治推進室)